

京極町地域防災計画

資 料 編

令和6年3月

京極町防災会議

〔目 次〕

資 料 編

〔 防 災 組 織 〕	1
○ 資料 1 関係機関等の連絡先	1
○ 資料 2 災害対策本部掲示板	4
○ 資料 3 標 章	4
〔 消 防 〕	5
○ 資料 4 消防組織	5
〔 災害履歴・震度階級等 〕	7
○ 資料 5 過去の災害の記録	7
○ 資料 6 除雪作業基準及び町除雪機械の種別及び数量	9
○ 資料 7 気象庁震度階級関連解説表	10
〔 災 害 危 険 箇 所 〕	14
○ 資料 8 水防区域	14
○ 資料 9 町内の河川	14
○ 資料 10 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	15
○ 資料 11 山地災害危険地区	16
○ 資料 12 危険物貯蔵所等施設数及び貯蔵数量	18
〔 物 資 ・ 資 機 材 〕	19
○ 資料 13 防災資機材保有状況	19
○ 資料 14 救援備蓄物資一覧	19
〔 避 難 所 〕	20
○ 資料 15 避難所	20
〔 通 信 ・ 輸 送 〕	21
○ 資料 16 緊急通行車両確認証明書	21
○ 資料 17 緊急通行車両標章	21
○ 資料 18 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	22
〔 応 急 ・ 復 旧 〕	24
○ 資料 19 被害状況判定基準	24
○ 資料 20 応急金融の概要	28
○ 資料 21 被災者生活再建支援法に基づく支援	40
〔 条 例 ・ 協 定 等 〕	42
○ 資料 22 京極町防災会議条例	42
○ 資料 23 京極町災害対策本部条例	43
○ 資料 24 北海道消防防災ヘリコプター応援協定	44
○ 資料 25 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	46
○ 資料 26 北海道広域消防相互応援協定	49
○ 資料 27 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	52
○ 資料 28 災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定	54

[様	式]	55
○ 別記第 1 号様式	災害情報報告	55
○ 別記第 2 号様式	職員参集状況報告書	56
○ 別記第 3 号様式	職員参集状況集計表	57
○ 別記第 4 号様式	職員参集状況受付簿	58
○ 別記第 5 号様式	職員等安否確認調査票	59
○ 別記第 6 号様式	気象通報受理簿 (兼送信票)	60
○ 別記第 7 号様式	水防活動実施報告	61
○ 別記第 8 号様式	災害情報	62
○ 別記第 9 号様式	被害状況報告 (速報・中間・最終)	64
○ 別記第 10 号様式	災害情報速報	66
○ 別記第 11 号様式	公用令書等 (別表 第 1 号様式～第 6 号様式)	67
○ 別記第 12 号様式	避難者世帯名簿	70
○ 別記第 13 号様式	避難所収容台帳	71
○ 別記第 14 号様式	避難所設置及び収容状況	71
○ 別記第 15 号様式	救助種目別物資受払簿	72
○ 別記第 16 号様式	被災者救出状況記録簿	73
○ 別記第 17 号様式	輸送記録簿	74
○ 別記第 18 号様式	炊き出し給与状況	75
○ 別記第 19 号様式	飲料水の供給簿	76
○ 別記第 20 号様式	世帯構成員別被害状況	77
○ 別記第 21 号様式	物資購入 (配分) 計画表	77
○ 別記第 22 号様式	物資の給与状況	78
○ 別記第 23 号様式	物資給与及び受領簿	79
○ 別記第 24 号様式	救護班活動状況	80
○ 別記第 25 号様式	医療実施状況	81
○ 別記第 26 号様式	助産台帳	82
○ 別記第 27 号様式	学用品の給与状況	83
○ 別記第 28 号様式	応急仮設住宅台帳	84
○ 別記第 29 号様式	住宅応急修理記録簿	85
○ 別記第 30 号様式	死体の捜索状況記録簿	86
○ 別記第 31 号様式	死体処理台帳	87
○ 別記第 32 号様式	埋葬台帳	88
○ 別記第 33 号様式	障害物除去の状況	89
○ 別記第 34 号様式	賃金作業員雇用台帳	90
○ 別記第 35 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	91
○ 別記第 36 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	92
○ 別記第 37 号様式	救急患者の緊急搬送情報伝達票	93
○ 別記第 38 号様式	自衛隊災害派遣要請の依頼について	94
○ 別記第 39 号様式	自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について	95

〔 防 災 組 織 〕

○ 資料 1 関係機関等の連絡先

1 役場・消防署・公共施設等

名 称	所 在 地	電 話 番 号
京極町役場	虻田郡京極町字京極 527 番地	0136-42-2111
京極町教育委員会 生涯学習センター湧学館	虻田郡京極町字京極 158 番地 1	0136-42-2700
羊蹄山ろく消防組合 消防本部	倶知安町北 3 条東 4 丁目 1 番地	0136-22-2822
羊蹄山ろく消防組合 京極支署	虻田郡京極町字京極 312 番地	0136-42-2303
ひまわりクリニックきょうごく (京極町国民健康保険診療所)	虻田郡京極町字京極 316 番地	0136-42-2161
京極町総合体育館	虻田郡京極町字京極 160 番地	0136-42-2075
京極町公民館	虻田郡京極町字京極 160 番地	0136-42-2203
京極町福祉センター	虻田郡京極町字三崎 68 番地	0136-42-3681
京極町最終処分場	虻田郡京極町字脇方 952 番地	0136-42-2006
下水終末処理場	虻田郡京極町字三崎 15 番地 1	0136-42-3606
京極町火葬場	虻田郡京極町字川西 227 番地 1	0136-42-3405

2 保育園

名 称	所 在 地	電 話 番 号
京極保育園	京極町字三崎 92 番地	0136-42-2173

3 小中学校

名 称	所 在 地	電 話 番 号
京極小学校	京極町字三崎 91 番地	0136-42-2273
京極中学校	京極町字三崎 91 番地	0136-42-2126

4 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
後志総合振興局	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1341
後志教育局	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1976
後志総合振興局 小樽建設管理部	小樽市奥沢 1 丁目 21 番 1 号	0134-25-2195
後志総合振興局 小樽建設管理部理部 真狩出張所	虻田郡真狩村字真狩 117 番地 2 番地	0136-45-2136
後志総合振興局 保健環境部保健行政室 倶知安保健所	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1914
後志農業改良普及センター	虻田郡倶知安町旭 57 番地 1	0136-22-1072
後志総合振興局 産業振興部 森林室	虻田郡倶知安町南 4 条西 1 丁目 25 番地 1	0136-22-1152

名 称	所 在 地	電 話 番 号
後志家畜保健衛生所	北海道虻田郡倶知安町旭 15 番地	0136-22-2010
後志総合振興局 森林室	虻田郡倶知安町南 4 条西 1 丁目	0136-22-1152

5 警察署

名 称	所 在 地	電 話 番 号
倶知安警察署	虻田郡倶知安町南 1 条東 2 丁目	0136-22-0110
京極駐在所	虻田郡京極町字三崎 91 番地 67	0136-42-2830

6 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
倶知安駐屯地	虻田郡倶知安町字高砂 232 番地 2	0136-22-1195

7 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道開発局 小樽開発建設部	小樽市潮見台 1 丁目 15 番地 5	0134-23-5136
北海道開発局 小樽開発建設部建設管 倶知安開発事務所	虻田郡倶知安町北 7 条東 1 丁目 4 番地 9	0136-22-0133
北海道農政事務所	札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2 番地 22	011-330-8800
北海道森林管理局 後志森林管理署 京極森林事務所	虻田郡京極町字京極 456 番地	0136-42-2104
札幌管区气象台	札幌市中央区北 2 条西 18 丁目 2 番地	011-611-6124

8 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
京極郵便局	北海道虻田郡京極町京極 669 番地	0136-42-2001
東日本電信電話株式会社 北海道支店	札幌市中央区大通西 14 丁目 7 番地	011-212-4010
北海道電力株式会社 倶知安ネットワー クセンター	虻田郡倶知安町南 1 条西 2 丁目 18 番地	0120-06-0599
日本赤十字社北海道支部	札幌市中央区北 1 条西 5 丁目	011-231-7126

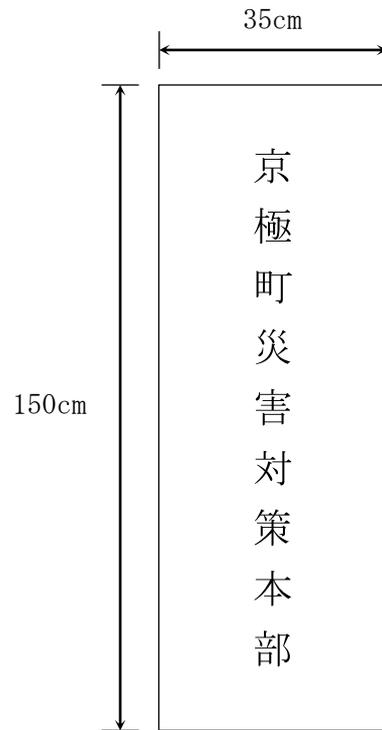
9 その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
ようてい農業協同組合 京極支所	虻田郡京極町字京極 683 番地	0136-42-2131
京極町商工会	虻田郡京極町京極 314 番地	0136-42-2038
京極建設協会	虻田郡京極町字京極 399 番地 菊地建設鋳業（株）内	0136-41-2329
ようてい森林組合	虻田郡京極町字春日 170 番地	0136-42-2211
京極町社会福祉協議会	虻田郡京極町字三崎 68 番地	0136-42-3681

10 近隣市町村（後志総合振興局管内市町村）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
小樽市	小樽市花園2丁目12番1号	0134-32-4111
島牧村	島牧郡島牧村字泊83番地1	0136-75-6211
寿都町	寿都郡寿都町字渡島町140番地1	0136-62-2511
黒松内町	寿都郡黒松内町字黒松内302番地1	0136-72-3311
蘭越町	磯谷郡蘭越町258番地5	0136-57-5111
ニセコ町	虻田郡ニセコ町字富士見55番地	0136-44-2121
真狩村	虻田郡真狩村字真狩118番地	0136-45-2121
留寿都村	虻田郡留寿都村字留寿都175番地	0136-46-3131
喜茂別町	虻田郡喜茂別町字喜茂別123番地	0136-33-2211
俱知安町	虻田郡俱知安町北1条東3丁目3番地	0136-22-1121
共和町	岩内郡共和町南幌似38番地の2	0135-73-2011
岩内町	岩内郡岩内町字高台134番地	0135-62-1011
泊村	古宇郡泊村大字茅沼村白別191番地7	0135-75-2021
神恵内村	古宇郡神恵内村大字神恵内村81番地28	0135-76-5011
積丹町	積丹郡積丹町大字美国町字船澗48番地	0135-44-2111
古平町	古平郡古平町大字浜町50番地4	0135-42-2181
仁木町	余市郡仁木町西町1丁目36番地1	0135-32-2511
余市町	余市郡余市町朝日町26番地	0135-21-2111
赤井川村	余市郡赤井川村字赤井川74番地2	0135-34-6211

○ 資料2 災害対策本部揭示板



○ 資料3 標章



水利施設

区 分	私 設	公 設	計
消火栓（基）	0	27	27
防火水槽（箇所）	3	38	41
防火用水（箇所）	9	0	9

救急資機材・器具保有数

区 分	品 名	数 量	区 分	数 量
救急機器	自動心肺蘇生器	0	減圧式固定具ききき	1
	自動式人工呼吸器ききき	1	頸部固定具	8
	手動式人工呼吸器	5	加圧式止血帯	0
	ショックパンツ	0	救急車消毒器	1
	パルスオキシメーター	3	自動手指消毒器	3
	血圧計	2	殺菌ロッカー	1
	聴診器	3	救急訓練用人形	4
	体温計(鼓膜・腋窩)	5	気道管理トレーナー	1
	スクープストレッチャー	2	布担架	1
	心肺蘇生用背板	0	脊椎固定具	1
	バックボード	2	自動体外式除細動器	1

〔 災害履歴・震度階級等 〕

○ 資料5 過去の災害の記録

発生年月	種 別	被 害 状 況
大正9年 7月	豪雨	各河川氾濫、羊蹄山ガリ土砂押出
大正12年 8月	豪雨	各河川氾濫、羊蹄山ガリ土砂押出
昭和7年 8月	豪雨	各河川氾濫、羊蹄山ガリ土砂押出
昭和23年 5月	民家失火	脇方市街大火 28 戸消失、日鉄鉱山施設消失
昭和25年 5月	豪雨、融雪	各河川氾濫、耕地被害、河川決壊
昭和25年 8月	豪雨	各河川氾濫、耕地被害、河川決壊、羊蹄山ガリ土砂押出
昭和25年 8月	豪雨	各河川氾濫、耕地被害、河川決壊
昭和26年 9月	豪雨	各河川氾濫、耕地被害、河川決壊
昭和27年 5月	豪雨、融雪	各河川氾濫、耕地被害、河川決壊
昭和28年 7月	豪雨	各河川氾濫、耕地被害、河川決壊、羊蹄山ガリ土砂押出
昭和29年 5月	暴風雨	各河川氾濫、耕地被害、河川決壊（被害額 3 千万円）
昭和29年 9月	台風 15 号	家屋倒壊・大破、農作物被害（被害額 1 億 2 千万円）
昭和30年 5月	豪雨、融雪	各河川氾濫、河川決壊、耕地被害（被害額 5 千万円）
昭和34年 5月	民家失火	京極市街大火、44 戸焼失（被害額 8 千万円）
昭和36年 7月	集中豪雨	各河川氾濫、河川決壊、耕地被害、住家被害 （被害額 12 億円）
昭和37年 8月	台風 9 号 台風 10 号	各河川氾濫、河川決壊、耕地被害、住家被害（降雨量 260mm） （被害額 1 億円）
昭和50年 8月	台風 6 号	住家被害 床上浸水 6 棟 7 世帯 床下浸水 79 棟 112 世帯 非住家被害 半壊 1 棟 道路決壊・路肩決壊・側溝埋没・路面流失・法面流出被害 51 か所 河川・橋梁被害 9 か所、治山 30 か所（町管理分） 道路決壊・路面決壊被害 6 か所 河川・橋梁被害 41 か所（国・道管理分） 農業被害 農地被害 15ha、農作物被害 679ha 農業施設被害 4 か所
昭和56年 8月	台風 15 号	人的被害 2 名重傷 住家被害 住家一部破損（崖崩れによる土砂流入） 床上浸水 5 棟 7 世帯、床下浸水 11 棟 11 世帯 非住家被害 床上浸水 12 棟、床下浸水 3 棟 土木被害（町管理分） 道路（路肩決壊等）8 か所 河川（河岸決壊等）6 か所 農業被害 農地被害 14ha、農作物被害 1,107ha

発生年月	種 別	被 害 状 況
平成16年 9月	台風 18 号	住家被害 住家一部損壊 49 棟 52 世帯 (被害額 1 千 4 百万円) 非住家被害 全壊 17 棟、半壊 102 棟 (被害額 5 千 3 百万円) 土木被害 下水道施設 1 件 農業被害 農作物被害 529ha、営農施設被害 212 棟 (被害額 2 億 3 千万円) 林業被害 林地 (民有林) 138.3ha (道有林) 57.51ha (被害額 1 億 5 千万円)
平成23年 9月	台風 12 号	住家被害 床下浸水 3 棟 4 世帯 非住家被害 浸水 4 棟 農業被害 農地被害 3.9ha、農作物被害 27.5ha 社会教育施設被害 1 ヶ所 (パークゴルフ場冠水) 林業被害 林地 (民有林) 1 ヶ所
平成24年 5月	豪雨、融雪	住家被害 床下浸水 1 棟 1 世帯 非住家被害 浸水 2 棟 農業被害 農地被害 13.4ha 社会教育施設被害 1 ヶ所 (パークゴルフ場冠水)
平成27年 3月	豪雨、融雪	オロッコ川氾濫 住家被害 床下浸水 1 棟 2 世帯
平成29年 4月	暴風	非住家被害 一部破損 1 棟 農業被害 営農施設被害 12 棟 土木被害 町道線路沿線防雪策倒壊 (字春日) 1 件
平成29年 9月	大雨	農業被害 農地被害 2.1ha、農道及び農業用排水路土砂堆積 1 箇所 土木被害 町道 側溝土砂堆積 7 箇所 登山道 法面土砂崩れ及び側溝土砂堆積 1 箇所 ふきだし公園湧水口駐車場 土砂堆積 1 箇所 衛生被害 末次ポンプ場 落雷による機械故障 1 箇所
平成30年 7月	大雨	農業被害 農作物被害 2ha 土木被害 東団地付近オロッコ川氾濫 町道 法面破損 1 箇所、法面崩壊 4 箇所、路面破損 2 箇所
平成30年 9月	台風 21 号	農業被害 農作物被害 18ha、営農施設被害 6 棟
平成30年 9月	地震	京極町全域で停電 住家被害 断水 46 件 農業被害 停電による乳製品被害

○ 資料6 除雪作業基準及び町除雪機械の種別及び数量

1 国道（北海道開発局札幌開発建設部）

種 類	除 雪 目 標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第2種	2車線確保を原則として、夜間除雪は、通常行わない。
第3種	1車線確保を原則とし、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は、行わない。

2 道道（後志総合振興局北海道開発局小樽開発建設部）

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	(1) 2車線以上の幅員確保を目標とし、異常降雪時以外は常時交通を確保する。 (2) 異常降雪時において、降雪後約5日以内に2車線確保を図る。
第2種	500～1,000台/日	(1) 2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 (2) 異常降雪時には、約10日以内に2車線又は1車線の確保を図る。
第3種	500台/日以下	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。

3 町道

区 分	規 格	除 雪 目 標
第1種	主要幹線、準幹線、バス路線等重要路線	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、常時交通を確保する。（原則として直営除雪とし、区域及び道路幅員により一部委託除雪とする。）
第2種	準幹線、細街路等一般生活道路路線	2車線確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員とし、午前7時までに除雪完了を目標とする。（原則として委託除雪とする。）
第3種	その他の路線	(1) 路線区間を限り冬期間閉鎖する。 (2) 3月下旬開通を目標とする。

○ 資料 7 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

3 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

4 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

5 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

6 大規模構造物への影響

長周期地震動 [*] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

〔 災害危険箇所 〕

○ 資料 8 水防区域

(平成 24 年 12 月現在)

河川名	右・左岸	起 点 位 置		終 点 位 置		延長
		地区名	位 置 名 称	地区名	位 置 名 称	
ペーペナイ川	右	春 日	尻別川との合流点から 0.80 km上流	春 日	共栄橋(国道 276 号) から 2.00 km上流	3.10 km
ペーペナイ川	左	春 日	尻別川との合流点から 0.70 km上流	春 日	共栄橋(国道 276 号) から 0.70 km上流	1.90 km

○ 資料 9 町内の河川

(平成 24 年 12 月現在)

河川名	距離	河川名	距離	河川名	距離
ガル川	8.0 km	甲斐川	3.5 km	ペーペナイ川	20.9 km
ワッカタサップ川	17.6 km	春日川	2.5 km	第 2 春日川	1.5 km
藤波川	3.6 km	トド川	10.8 km	境川	2.5 km
上トド川	4.0 km	野沢の川	4.5 km	白井川	9.0 km
噴出の沢川	5.3 km	オロッコ川	7.0 km	カシプニ川	13.8 km
大富川	2.6 km	波川	9.0 km	9 区川	9.0 km
共和川	8.0 km	錦花川	3.5 km	地藏川	1.0 km
東花川	2.3 km	学校の沢川	1.0 km	長壁川	1.5 km
左沢 1 号川	5.0 km	右沢 1 号川	5.5 km	鉦山川	3.0 km
美比内川	7.0 km	紅葉川	3.0 km	溪谷川	7.0 km
中岳川	5.0 km	高台川	4.0 km	無意根川	4.0 km
湖水川	5.0 km	北川	2.2 km	押出の川	6.5 km
中野沢川	6.4 km	唐沢川	4.0 km	末次川	1.8 km
遠藤川	6.5 km	目名川	7.0 km	アイヌ川	5.0 km

※尻別川は洪水予報及び水防警報指定河川である。

○ 資料 10 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(令和 5 年 3 月現在)

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
地すべり	京極町字脇方	ワッカタサップ川	1-60-447	令和 3 年 8 月 17 日	○	—
地すべり	京極町字中岳	白井川	1-61-448	令和 3 年 8 月 17 日	○	—
急傾斜地の崩壊	京極町字北岡	京極北岡	I-1-417-954	平成 30 年 6 月 15 日	○	○
急傾斜地の崩壊	京極町字川西	京極川西	II-1-179-732	平成 29 年 3 月 28 日	○	○
急傾斜地の崩壊	京極町字松川、 字春日	京極松川	II-1-180-733	平成 30 年 6 月 15 日	○	○
土石流	京極町字川西	川西の沢川	I-15-0530	令和 2 年 3 月 27 日	○	○
土石流	京極町字川西	千枚石の沢川	I-15-0540	平成 29 年 3 月 28 日	○	○
土石流	京極町字松川	松川 1 号の沢川	II-15-0120	平成 30 年 6 月 15 日	○	—
土石流	京極町字松川	松川 2 号の沢川	II-15-0130	平成 30 年 6 月 15 日	○	—
土石流	京極町字大富	大富の沢川	II-15-0140	平成 30 年 6 月 15 日	○	○
土石流	京極町字錦	小上の沢川	II-15-0150	令和 2 年 3 月 27 日	○	○
土石流	京極町字錦	共和川	II-15-0160	令和 3 年 8 月 17 日	○	—
土石流	京極町字東花	東花の沢川	II-15-0170	令和 2 年 3 月 27 日	○	○
土石流	京極町字錦	庄川橋の沢川	II-15-0180	令和 2 年 3 月 27 日	○	○
土石流	京極町字更進	末次川	II-15-0190	平成 30 年 6 月 15 日	○	—

○ 資料 11 山地災害危険地区

1 山腹崩壊危険地区

(令和 5 年 3 月現在)

市町村名	所在地	危険地区名	備考
虻田郡京極町	京極町字北岡	山 399-399-0001	
虻田郡京極町	京極町字北岡	山 399-399-0002	
虻田郡京極町	京極町字春日	山 399-399-0003	
虻田郡京極町	京極町字松川	山 399-399-0004	
虻田郡京極町	京極町字松川	山 399-399-0005	
虻田郡京極町	京極町字京極	山 399-399-0006	
虻田郡京極町	京極町字更進	山 399-399-0007	

2 崩壊土砂流出危険地区

(令和 5 年 3 月現在)

市町村名	所在地	危険地区名	備考
虻田郡京極町	京極町字北岡	崩 399-399-0002	
虻田郡京極町	京極町字北岡	崩 399-399-0003	
虻田郡京極町	京極町字北岡	崩 399-399-0004	
虻田郡京極町	京極町字北岡	崩 399-399-0005	
虻田郡京極町	京極町字北岡	崩 399-399-0006	
虻田郡京極町	京極町字春日	崩 399-399-0007	
虻田郡京極町	京極町字春日	崩 399-399-0008	
虻田郡京極町	京極町字松川	崩 399-399-0009	
虻田郡京極町	京極町字松川	崩 399-399-0010	
虻田郡京極町	京極町字脇方	崩 399-399-0011	
虻田郡京極町	京極町字脇方	崩 399-399-0012	
虻田郡京極町	京極町字脇方	崩 399-399-0013	
虻田郡京極町	京極町字脇方	崩 399-399-0014	
虻田郡京極町	京極町字錦	崩 399-399-0015	
虻田郡京極町	京極町字錦	崩 399-399-0016	

市町村名	所在地	危険地区名	備考
虻田郡京極町	京極町字大富	崩 399-399-0017	
虻田郡京極町	京極町字大富	崩 399-399-0018	
虻田郡京極町	京極町字大富	崩 399-399-0019	
虻田郡京極町	京極町字大富	崩 399-399-0020	
虻田郡京極町	京極町字大富	崩 399-399-0021	
虻田郡京極町	京極町字大富	崩 399-399-0022	
虻田郡京極町	京極町字錦	崩 399-399-0023	
虻田郡京極町	京極町字錦	崩 399-399-0024	
虻田郡京極町	京極町字錦	崩 399-399-0025	
虻田郡京極町	京極町字錦	崩 399-399-0026	
虻田郡京極町	京極町字錦	崩 399-399-0027	
虻田郡京極町	京極町字錦	崩 399-399-0028	
虻田郡京極町	京極町字東花	崩 399-399-0029	
虻田郡京極町	京極町字東花	崩 399-399-0030	
虻田郡京極町	京極町字更進	崩 399-399-0031	
虻田郡京極町	京極町字更進	崩 399-399-0032	
虻田郡京極町	京極町字更進	崩 399-399-0033	
虻田郡京極町	京極町字更進	崩 399-399-0034	
虻田郡京極町	京極町字更進	崩 399-399-0035	
虻田郡京極町	京極町字川西	崩 399-399-5001	
虻田郡京極町	京極町字川西	崩 399-399-5002	
虻田郡京極町	京極町字川西	崩 399-399-5003	
虻田郡京極町	京極町字川西	崩 399-399-5004	
虻田郡京極町	京極町字川西	崩 399-399-5005	
虻田郡京極町	京極町字川西	崩 399-399-5006	
虻田郡京極町	京極町字川西	崩 399-399-5007	

○ 資料 12 危険物貯蔵所等施設数及び貯蔵数量

(令和 5 年 3 月現在)

貯蔵所等の別		区分	施設数	種別	貯蔵数量
貯蔵所	屋内貯蔵所		1	第 3 石油類 (リットル)	2,000
				第 4 石油類 (リットル)	25,000
	屋外タンク貯蔵所		2	第 2 石油類 (リットル)	9,600
				第 3 石油類 (リットル)	8,000
	屋内タンク貯蔵所		1	第 2 石油類 (リットル)	1,950
	地下タンク貯蔵所		13	第 2 石油類 (リットル)	97,000
第 3 石油類 (リットル)				191,800	
移動タンク貯蔵所		7	第 2 石油類 (リットル)	24,600	
取扱所	給油取扱所		4	第 1 石油類 (リットル)	56,000
				第 2 石油類 (リットル)	103,100
	一般取扱所		10	第 2 石油類 (リットル)	18,282
				第 3 石油類 (リットル)	24,575
合計	施設数		38	第 1 石油類 (リットル)	56,000
				第 2 石油類 (リットル)	254,532
				第 3 石油類 (リットル)	226,375
				第 4 石油類 (リットル)	54,000

〔 物資・資機材 〕

○ 資料 13 防災資機材保有状況

(令和 5 年 3 月現在)

資機材名	数量	保管場所	備考
フレコン 1t	880	備蓄倉庫	
PP土のう袋	3,700	備蓄倉庫	
スコップ (角型)	20	備蓄倉庫	
スコップ (剣先)	20	備蓄倉庫	
カケヤ	5	備蓄倉庫	
ハンマー	3	備蓄倉庫	
手ハンマー	3	備蓄倉庫	
クリッパー	2	備蓄倉庫	
ロープ 100m	1	備蓄倉庫	
ロープ 20m	3	備蓄倉庫	
ブルーシート 10m	20	備蓄倉庫	
金テコ	4	備蓄倉庫	
鉄筋杭	120	備蓄倉庫	
ヘッドライト	50	備蓄倉庫	
ゴムバンド	50	備蓄倉庫	
排水水中ポンプ (口径：6インチ)	3	備蓄倉庫	
排水水中ポンプ (口径：8インチ)	1	備蓄倉庫	
ヘルメット	20	備蓄倉庫	
差し替えベスト	40	備蓄倉庫	
防水メガホン	2	備蓄倉庫	
LED懐中電灯	10	備蓄倉庫	
LEDヘッドライト	10	備蓄倉庫	
看板 (防災訓練実施中)	2	備蓄倉庫	
看板 (災害対策本部)	1	備蓄倉庫	
看板 (避難所)	2	備蓄倉庫	
携帯充電機能付き多機能ライト	2	備蓄倉庫	
LED強力ライト LK-114G	5	備蓄倉庫	
防滴型メガホン TR-215SA	3	備蓄倉庫	
整理棚	10	備蓄倉庫	
ホワイトボード	1	役場	

○ 資料 14 救援備蓄物資一覧

(令和 5 年 3 月現在)

資機材名	数量	保管場所	備考
LEDラジオライト携帯充電付き	3	備蓄倉庫	
LEDランタン EX-313CW	3	備蓄倉庫	
LEDライト SG-320	9	備蓄倉庫	
非常用コップロウソク	15	備蓄倉庫	
ワンタッチパーテーション (ファミリールーム)	10	備蓄倉庫	
アルミマット	135	備蓄倉庫	
毛布 (難燃毛布)	216	備蓄倉庫	
トイレ用テント (ワンタッチテント)	2	備蓄倉庫	
トイレ用便座	2	備蓄倉庫	
スケットイレ (100セット)	2	備蓄倉庫	
飲料水用袋 (6リットル分)	100	備蓄倉庫	
ほ乳瓶	300	備蓄倉庫	
使い捨て歯ブラシ (歯磨き粉付き)	1,000	備蓄倉庫	
オーラルケア用ウェットティッシュ (60枚入り)	12	備蓄倉庫	
大人用紙おむつ (18枚入り)	12	備蓄倉庫	

資 機 材 名	数 量	保 管 場 所	備 考
赤ちゃん用紙おむつ (58 枚入り)	6	備蓄倉庫	
赤ちゃん用紙おむつ (44 枚入り) Lサイズ	3	備蓄倉庫	
赤ちゃん用紙おむつ (38 枚入り) ビッグサイズ	3	備蓄倉庫	
救急箱 (約 20 人用)	2	備蓄倉庫	
バックタオル (20 枚入り)	40	備蓄倉庫	
常備用オンパックス (10 枚入) カイロ	96	備蓄倉庫	
カセットコンロ (ケース付き)	10	備蓄倉庫	
カセットガス 3 本セット	10	備蓄倉庫	
エコロジー食器セット (100 人用)	5	備蓄倉庫	
対流型石油ストーブ	5	備蓄倉庫	
ポリタンク 18ℓ	5	備蓄倉庫	
灯油ポンプ	5	備蓄倉庫	
段ボールベッド	70	備蓄倉庫	
パーティション	60	備蓄倉庫	
生理用品 昼	2,239	備蓄倉庫	
生理用品 夜	719	備蓄倉庫	
マジックライス (50 食分)	200	備蓄倉庫	
保存クラッカー (26 枚入)	420	備蓄倉庫	
災害備蓄パン	672	備蓄倉庫	
アルファ米	1,150	備蓄倉庫	
マジックライス (100g)	300	備蓄倉庫	
みそ汁	300	備蓄倉庫	
スープ	200	備蓄倉庫	
煮缶詰	480	備蓄倉庫	
とん角大根缶 (3,000g)	6	備蓄倉庫	
粉ミルク (14.5g×6本)	108	備蓄倉庫	
水 (2L×6本)	2,880	備蓄倉庫	

〔 避 難 所 〕

○ 資料 15 避難所

施設名	所在地	電話	施設管理者	収容人数	感染症下	給食設備
京極小学校	三崎 91 番地	42-2273	学校長	1,100	440	無
京極中学校	三崎 91 番地	42-2160	学校長	1,100	440	無
旧南京極小学校	川西 156 番地	なし	教育長	200	80	無
京極町公民館	京極 160 番地	42-2203	教育長	700	280	無
京極町総合体育館	京極 160 番地	42-2075	教育長	800	320	無
京極町生涯学習センター湧学館	京極 158 番地 1	42-2700	教育長	500	200	無
京極保育園	三崎 92 番地 6	42-2173	町長	100	40	有
北岡地区ふれあいセンター	北岡 343 番地	なし	町長	80	30	無
更進地区ふれあいセンター	更進 417 番地 2	なし	町長	70	20	無
春日地区生活改善センター	春日 229 番地	なし	町長	80	30	無
京極ふれあい交流センター京極温泉	川西 68 番地	42-2120	町長	500	200	有
福祉センター	三崎 68 番地	42-3681	町長	500	200	有
慶和園 (福祉避難所)	更進 780 番地 1	42-2201	施設長	100	40	有

[通信・輸送]

○ 資料 16 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ㊦ 公安委員会 ㊦
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局
	氏名	
輸送日時		
輸送経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

○ 資料 17 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

○ 資料 18 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 15 条第 3 項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 4 条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第 2 条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用(航空保安施設の運用等)が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第 3 条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部(航空隊)、札幌市(消防局)、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

〔 応急・復旧 〕

○ 資料 19 被害状況判定基準

(平成 29 年 5 月 30 日現在)

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町の者が隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う(行方不明、重傷、軽傷についても同じ)。</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)及び(3)を参照</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)及び(3)を参照</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)及び(3)を参照</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一 部 破 損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のも</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床 上 浸 水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む。)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被害区分		判断基準	
②	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。	
③	非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	
④	農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態のもの (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあつては 5 cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
		農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
		農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
		その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
		河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑤	土木被害	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		地すべり防止施設	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土 木 被 害	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没、流失、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、係留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁 具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林 業 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判断基準
⑧ 衛生 被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工 被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう（私学関係はその他の項目で扱う。）。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ そ の 他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被 害 船 舶 (漁船除く)	る、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水 道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話 (回線)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

○ 資料 20 応急金融の概要

(平成 29 年 5 月 30 日現在)

融資 の 名称	内容・資格・条件等					
	資金の種類	内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
総合 支援 資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内	最終貸付日から 6か月以内	10年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合： 1.5%)
			(複数世帯) 月額200,000円以内			
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6か月以内 (生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内)		
	一時生活再建費	生活を再建するために必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内			
生活福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用（具体的用途は別表参照）	5,800,000円以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	6か月以内	20年以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	無利子 (連帯保証人が設定できない場合： 1.5%)
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	100,000円以内	2か月以内	12か月以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内 (貸付額に期間の上限あり)	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
			(高等専門学校) 月額60,000円以内			
			(短期大学) 月額60,000円以内			
(大学) 月額65,000円以内						

融資 の 名称	内容・資格・条件等					
	資金の種類	内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後 3か月以内	据置期間 終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し、一定の不動産を担保に生活費を貸付	(土地と建物の評価額の7割) 月額生活扶助額の1.5倍以内			
※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。						
生活福祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉					
	使途目的	呼称	貸付限度目安	償還期間	利子	
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合： 1.5%)	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内		
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内		
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内		
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内		
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内			

融資 の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
母子 父子 寡婦 福祉 資金	事業 開始 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉 団体 寡婦	事業（例えば洋裁、 軽飲食、文具販売、 菓子小売業等、母 子・父子福祉団体 においては政令で定 める事業）を開始す るのに必要な設備 費、什器、機械等の 購入資金	2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	事業 継続 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉 団体 寡婦	現在営んでいる事 業（母子・父子福祉 団体については政 令で定める事業）を 継続するために必 要な商品、材料等を 購入する運転資金	1,420,000 団体 1,420,000		6か月	7年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	修学 資金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父子家庭の父 が扶養する児 童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る子	高校、専修学校 (高等課程) 高等専門学校 短大、専修大学 (専門課程) 大学 専修学校 (一般課程)	高等課程 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 (1、2、3年) 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 (4、5年) 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 短大、専修大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）81,000 （自宅外）96,000 専修学校（一般課程） 48,000	修学期 間中	当該学 校卒業 後6か月	20年 以内 専修 学校 (一般課程) は5年以内	※親に貸し付ける場合、 児童を連帯借受人とする。 無利子 児童に貸し付ける場合、 親等を連帯保証人とする。

融資 の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
母子 父子 寡婦 福祉 資金	技能 習得 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、 又は会社等に就職 するために必要な 知識、技能を習得す るために必要な資 金(例 洋裁、タイ プ、栄養士等)	月額 68,000 (特1回 816,000) 運転免許 460,000	知識、技 能を習 得する 期間中5 年を超 えない 範囲内	知識技 能習得 後1年	20年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	修業 資金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父子家庭の父 が扶養する児 童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る子	事業を開始し、又は 就職するに必要 な知識、技能を習 得するために必要 な資金	月額 68,000 (特1回 460,000) 注：修業施設で知識、技能 習得中の児童が18歳 に達したことにより児 童扶養手当等の給付を 受けることができな くなった場合、上記額に 児童扶養手当額を加算	知識、技 能を習 得する 期間中5 年を超 えない 範囲内	知識技 能習得 後1年	6年 以内	修学 資金と 同様
	就職 支度 資金	母子家庭の母 又は児童 父子家庭の父 又は児童 父母のいない 児童 寡婦	就職するために直 接必要な衣服、履物 及び通勤用自動車 等を購入する資金	100,000 (特別 330,000)		1年	6年 以内	親に係る 貸付の場合 保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0% 児童に係る 貸付の場合 修学資金 と同じ
	医療 介護 資金	母子家庭の母 又は児童(介護 の場合は児童 を除く。) 父子家庭の父 又は児童(介護 の場合は児童 を除く。) 寡婦	医療又は介護(当該 利用を受ける期間 が1年以内の場合 に限る。)を受ける ために必要な資金	医療 340,000 (特1回 480,000) 介護 500,000		6か月	5年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	住宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全 し、改築し、増築し、 建築し、又は購入す るのに必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)		6か月	6年 以内 (特別は 7年 以内)	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資 の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
母子 父子 寡婦 福祉 資金	転宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため 住宅の賃借に際し必 要な資金	260,000		6か月	3年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	生活 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得して いる間の生活補給資 金	月額 (一般) 103,000 (技能) 141,000	知識技 能を習 得する 期間中5 年以内	知識技 能習得 後6か 月	20年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
			医療若しくは介護を 受けている間の生活 補給資金		医療又 は介護 を受け ている 期間中1 年以内	医療又 は介護 終了後 6か月	5年 以内	
			母子家庭又は父子家 庭になって間もない (7年未満)者の生活 を安定・継続する間に 必要な生活補給資金		240万 円を限 度	貸付期 間満了 後6か 月	8年 以内	
			失業中の生活を安定・ 継続するのに必要 な生活補給資金		離職し た日の 翌日か ら1年 以内	5年 以内		
	就学 支度 資金	母子家庭の母が 扶養する児童 父子家庭の父が 扶養する児童 父母のいない児 童 寡婦が扶養する 子	就学、修業するために 必要な被服等の購入 に必要な資金	小学校 40,600 中学校 47,400 高校等 公立(自宅) 150,000 (自宅外) 160,000 私立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,000 大学・短大等 公立(自宅) 370,000 (自宅外) 380,000 私立(自宅) 580,000 (自宅外) 590,000 修業施設 (自宅) 90,000 (自宅外) 100,000		6か月	20年 以内 修業 5年 以内	修学資 金と同 様
	結婚 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父 子家庭の父が扶養す る児童、寡婦が扶養す る20歳以上の子の婚 姻に際し、必要な資金	300,000		6か月	5年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円	年3%	3年	10年	半年賦
	② 家財等の損害				
	ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
イ 住宅の半壊 1,700,000円					
ウ 住宅の全壊 2,500,000円	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む。〕	年賦	
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円					
③ ①と②とが重複した場合	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む。〕	年賦	
ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円					
イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円					
ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む。〕	年賦	
ア ②のイの場合 2,500,000円					
イ ②のウの場合 3,500,000円					
ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6か月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資 の 名称	内容・資格・条件等					
災 害 復 興 住 宅 融 資	1 融資対象者 次の(1)から(4)の全てにあてはまる方 (1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた方 (2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方 (3) 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方					
			年 収	400 万円未満	400 万円以上	
			総返済負担率基準	30%以下	35%以下	
	(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
		区 分	建設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補修
	融 資 対 策	住宅の規格等	各戸に居室、台所及びトイレが備えられていること。 (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること。 地方公共団体による現場審査を受けること。			
		住宅部分床面積	13 m ² 以上 175 m ² 以下	50 m ² 以上（共同建ての場合は30 m ² 以上）175 m ² 以下	50 m ² 以上（共同建ての場合は30 m ² 以上）175 m ² 以下	/
		築年数	/	申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	/
		その他	/	/	機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	/
	融 資 限 度 額	基本融資額	建設資金 1,160 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金 440 万円	購入資金 2,620 万円 うち土地取得資金 970 万円	購入資金 2,320 万円 うち土地取得資金 970 万円 (リ・ユースプラス) (購入資金 2,620 万円) (うち土地取得資金 970 万円)	補修資金 730 万円 整地資金 440 万円 引方移転資金 440 万円
		特例加算額	建設資金 510 万円	購入資金 510 万円	購入資金 510 万円	
	返 済 期 間	耐火準耐火木造(高耐久)	35 年以内	35 年以内	リ・ユースプラス住宅・マンション 35 年以内 リ・ユース住宅・マンション 25 年以内	20 年以内
		据置期間	3 年以内			1 年以内（返済期間に含む。）
	融 資 金 利	建設・購入の場合		基本融資額 年 0.63%		
補修の場合		特例加算額 年 1.53%				
最新の金利は住宅金融支援機構に確認（H27.4.20 現在）						
受付期間	罹災日から 2 年間					

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業 セーフティ ネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 [災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染 等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。]
	貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。
	貸付限度額	600万円 [ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。]
	償還期間	10年以内（うち据置3年以内）
	貸付利率	年0.16%（H29.4.19現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(7) 被害農業者 被害減収量が平年収量の 30/100 以上で、かつ損失額が平年農業総収入額の 10/100 以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の 30/100 以上で市町村長の認定を受けた主業農家 (4) 被害林業者 (5) 被害漁業者 (6) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000 円 (法人) 20,000,000 円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000 円 (法人) 25,000,000 円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000 円 (法人) 20,000,000 円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000 円 (法人) 25,000,000 円 漁具購入 50,000,000 円 被害組合 25,000,000 円 (連合会 50,000,000 円)
	償還期間	6 年以内 (激甚災害法適用の場合 7 年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	① 貸付を受ける者の負担する額の 80% に相当する額 ② 1 施設当たり 3,000,000 円 (特認 6,000,000 円)
	償還期間	① 15 年 (うち据置 3 年) 以内 ② 25 年 (うち据置 10 年) 以内
	貸付利率	年 0.10% (H28.4.20 現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度額	① 貸付対象事業費×0.8 ② 漁船 1,000 万円その他施設 300 万円 (①及び②のいずれか低い額)
	償還期間	15 年以内 (うち据置 3 年以内)
	貸付利率	年 0.16% (H29.4.19 現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内（20年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16～0.45%（H29.4.19現在） ※貸付区分等により異なる。
樹苗養成資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内（5年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16～0.25%（H29.4.19現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16～0.30%（H29.4.19現在）
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設） 林産業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
	償還期間	15年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16%（H28.4.20現在）
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16～0.30%（H29.4.19現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等					
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方	
	融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	非正規労働者の方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②貸付法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方	
	融資金額	中小企業で働く方・非正規労働者の方・季節労働者の方 離職者の方			120万円以内 100万円以内	
	融資期間	8年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）	
	融資利率	年1.60%	年0.60%			
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可				
	信用保証	取扱金融機関の定めによる。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要			

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

○ 資料 21 被災者生活再建支援法に基づく支援

	内容・資格・条件等																													
目 的	<p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。</p>																													
制度の対象となる自然災害	<p>(1) 対象となる自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>(2) 支援対象世帯 ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</p>																													
支 給 条 件	<p>(1) 対象となる自然災害 下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数（2人以上）世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数（1人）世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費 ③住居の移転費又は移転のための交通費 ④住宅を賃借する場合の礼金 ⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度） ⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費 ⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息 ⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費</p> <p>（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度） （注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給 （注）他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p> <p>(2) 支給に係るその他の要件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（年収） ≤ 500万円の世帯</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円 <（年収） ≤ 700万円の世帯</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>700万円 <（年収） ≤ 800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> <td>150万円</td> <td>112.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1、2級の身体障害者などを構成員に含む世帯</p>		合 計				①～④	⑤～⑧	複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円	単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	（年収） ≤ 500万円の世帯	300万円	225万円	500万円 <（年収） ≤ 700万円の世帯	75万円	150万円	700万円 <（年収） ≤ 800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円
	合 計																													
		①～④	⑤～⑧																											
複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円																											
単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円																											
年収等の要件	支給限度額																													
	複数世帯	単数世帯																												
（年収） ≤ 500万円の世帯	300万円	225万円																												
500万円 <（年収） ≤ 700万円の世帯	75万円	150万円																												
700万円 <（年収） ≤ 800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円																												
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助																													

	内容・資格・条件等
<p>支 援 金 の 支 給 申 請 等</p>	<p>(1) 申請期間 基礎支援金については、災害発生日から起算して 13 か月以内、加算支援金については災害発生日から起算して 37 か月以内とする。</p> <p>(2) 申請時の添付書類 ① 基礎支援金：り災証明書、住民票等 ② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等</p> <p>(3) 支援金支給に係る手続き</p> <pre> graph LR A[都道府県] -- "◇基金の拠出 ◇支援金支給 事務委託" --> D[被災者生活再建支援法人 (財団法人 都道府県会館)] B[国] -- "◇補助金交付 ◇(支援金の1/2)" --> D D -- "申請 (市町村・都道府県経由)" --> C[市町村] C -- "支援金支給" --> E[被災世帯] </pre>

〔 条例・協定等 〕

○ 資料 22 京極町防災会議条例

昭和37年12月25日

条例第11号

改正 平成24年12月20日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、京極町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 京極町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて京極町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者 1人
 - (2) 京極町を災害派遣区域とする陸上自衛隊の部隊のうちから町長が任命する者 1人
 - (3) 町長がその内部の職員のうちから指名する者 2人
 - (4) 教育長
 - (5) 消防団長
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者 2人以内

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 23 京極町災害対策本部条例

昭和37年12月25日

条例第12号

改正 平成24年12月20日

条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、京極町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を管理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月25日から施行する。

附 則(平成24年12月20日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 24 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第 2 条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第 3 条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第 5 条 前条第 1 項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第 7 条第 1 項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第 7 条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第 10 条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事

札幌市長

他 72 団体

○ 資料 25 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある市町村）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

北海道町村会
北海道町村会長

別表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村	宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村	網走支庁	網走支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町	胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
後志支庁	後志支庁管内の市町村	日高支庁	日高支庁管内の町
空知支庁	空知支庁管内の市町村	十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村	釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村	根室支庁	根室支庁管内の市町

○ 資料 26 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- (2) 航空支援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請 当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ 第 3 要請 当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第 1 要請、第 2 要請、第 3 要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特

に必要と認めた場合は、この限りでない。

- 3 前項の陸上応援要請のうち、第 2 要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第 3 要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第 7 条の 2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第 8 条 前 2 条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第 7 条第 3 項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第 9 条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第 10 条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
 - (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
 - (3) 車両及び機械器具の修理費
 - (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）
- 2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
- 3 応援側の長は、前 2 項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第 11 条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
 - (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第 13 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 7 月 25 日締結）

この協定は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書 72 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各 1 通を保有する。

平成 3 年 2 月 13 日

別 表

地域	構成市町等
道 西 地 域	函館市、森町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島東部消防事務組合、檜山広域行政組合
道 南 地 域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、広島町、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道 北 地 域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蘂町、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路西部消防組合、根室北部消防事務組合

○ 資料 27 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、京極町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
 - (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
 - (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合
- 2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成 22 年 5 月 31 日

甲 北海道開発局長

乙 京極町長

○ 資料 28 災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定

協定締結事業者等一覧

(令和5年3月現在)

協定の名称	協定相手方	締結 年月日	協 定 区 分								
			職員派遣	物資供給	物資運搬輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	その他	
災害等の発生時における京極町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	H23. 7. 22	○		○			○	○		
災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	H23. 10. 31		○				○			
災害時等における応急対策活動に関する協定	京極建設協会	H24. 3. 16								○	
災害時における救援物資提供に関する覚書	北海道キリンビバレッジ株式会社	H25. 4. 1		○							
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社共成レンタム京極営業所	H25. 4. 1		○							
災害時における飲料提供及び備蓄水協賛有緊急時飲料提供に関する協定	サントリーフーズ株式会社	H25. 7. 12		○							
京極町所管自家発電施設における災害時の協力体制に関する協定	樋口電気工業株式会社	H26. 3. 13								○	
災害発生時における京極町と京極町内郵便局の協力に関する協定	京極町内郵便局	H26. 3. 31	○	○	○	○			○	○	
緊急時における輸送業務に関する協定	札幌地区トラック協会後志支部	H26. 8. 1			○						
災害発生時の連携に係る協定	陸上自衛隊北部方面対舟艇対戦車隊	H27. 3. 6	○	○	○						
京極町防災ボランティアに関する協定	京極建設協会	H29. 3. 22	○								
災害時における防疫活動業務の協力に関する協定	株式会社北日本消毒	H31. 3. 19	○	○							
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	小樽地方石油業協同組合	R1. 7. 8		○							
大規模災害時相互協力に関する協定書	北海道電力(株) 北海道電力ネットワーク(株)	R4. 1. 14	○							○	
災害時の協力体制に関する協定書	京極建築協会	R3. 12. 27	○							○	

〔 様 式 〕

○ 別記第1号様式 災害情報報告

災 害 情 報 報 告

(報告第 号)		班 長	係 長	係 員	
報 告 日 時	年 月 日 () 時 分				
報告者の所属・氏名	班 係				
情報提供者の氏名等	住所 氏名 〆 () -				
情報提供者の所在					
情報提供の方法	電話 ・ 訪問 ・ その他 ()				
災 害 情 報 の 内 容	区 分	<input type="checkbox"/> 被害情報 <input type="checkbox"/> 資機材等の要請 <input type="checkbox"/> 支援要請 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		概	発 生 日 時	年 月 日 時 分 (確認)	
		場 所			
		原 因			
		被 害 状 況			
		応 急 措 置			
		対 策 要 求			
		気 象 等 の 状 況			
		要 そ の 他			

(特記事項)

注 太枠内は、第三者から情報提供があった場合に記入すること。

○ 別記第2号様式 職員参集状況報告書

職 員 参 集 状 況 報 告 書

			受付番号	
参集場所			氏名	
参集時間	自宅出発時間	時 分	所属	課 係
	到着時間	時 分	部・班名	班
	所要時間	時間 分	参集方法	歩・転・バ・車・交

本人・家族等の安否の状況	
参集路上での被害の状況	
参集途上における留意事項	

- 注1 参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。
- 注2 班長又は所属長は、収集後に総務班に提出すること。
- 注3 受付番号は、総務班で記入すること。
- 注4 「職員・家族等の安否の状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。
- 注5 「参集途上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。
- 注6 「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等防災対策面で気がついた事項等を記入すること。
- 注7 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、児童二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○を付けること。

○ 別記第3号様式 職員参集状況集計表

職 員 参 集 状 況 集 計 表

区分	総人数	時 分現在	時 分現在	時 分現在	備 考
総 務 班	人	人 %	人 %	人 %	
情報・広報班	人	人 %	人 %	人 %	
保健福祉班	人	人 %	人 %	人 %	
建設水道班	人	人 %	人 %	人 %	
農林対策班	人	人 %	人 %	人 %	
教育対策班	人	人 %	人 %	人 %	
施 設 班	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
合 計	人	人 %	人 %	人 %	

○ 別記第 4 号様式 職員参集状況受付簿

職 員 参 集 状 況 受 付 簿

班 長 様

_____ 班 長

番号	所属・氏名	参集時刻	参集方法	備考（職員の健康状態等）
		:	歩・転・ハ [△] ・車・交	
		:	歩・転・ハ [△] ・車・交	
		:	歩・転・ハ [△] ・車・交	
		:	歩・転・ハ [△] ・車・交	
		:	歩・転・ハ [△] ・車・交	
		:	歩・転・ハ [△] ・車・交	
		:	歩・転・ハ [△] ・車・交	
		:	歩・転・ハ [△] ・車・交	
		:	歩・転・ハ [△] ・車・交	
		:	歩・転・ハ [△] ・車・交	
		:	歩・転・ハ [△] ・車・交	
		:	歩・転・ハ [△] ・車・交	
		:	歩・転・ハ [△] ・車・交	
		:	歩・転・ハ [△] ・車・交	

注 1 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、自動二輪の場合はハ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○印をつけること。

注 2 「備考」欄は、参集した職員が負傷等により、作業を行うに当たり支障のある場合に限り記入すること。

○ 別記第5号様式 職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

班 様

総務班長

所 属 ・ 職 氏 名	連 絡 方 法	連 絡 時 間	連 絡 の 可 否	本 人 ・ 家 族 等 の 安 否 状 況	備 考 (参集可能時間等)
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		

○ 別記第6号様式 気象通報受理簿（兼送信票）

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	町 長	副町長	課 長	主担当	副担当	合 議
発信日時	午前 年 月 日 時 分 午後				電話・電報・防災行政無線 連絡 その他（ ）	
発信者				受信者	印	
予警報の 種 類				発表時刻	時 分 発表機関	
受 理 事 項						
処 理 方 法						

○ 別記第7号様式 水防活動実施報告

水 防 活 動 実 施 報 告 書

(市町村名) 自 年 日
至 年 日

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費			
							主要資材	その他資材	計	
道(都府県)分 前回迄		人	円	円	円		円	円	円	
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
小計										
累計										
水防管理団体分 前回迄										
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
小計										
累計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○ 別記第 8 号様式 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時 分	現在	発受信日時	月 日 時 分
発信機関 (振興局・市町村名等)			受信機関 (振興局・市町村名等)	
発信者 (職・氏名)			受信者 (職・氏名)	
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の 状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン 関係の 状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
	その他			
(1) 災害対策本部等の 設置状況	(名 称) (設置日時)	月	日	時 分設置
	(名 称) (設置日時)	月	日	時 分設置
(2) 災害救助法の適用 状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策出動人員	(7) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

○ 別記第9号様式 被害状況報告(速報・中間・最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在		
災害発生場所								
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名			
	職・氏名				職・氏名			
	発信日時				受信日時			
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)	
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇所	
	行方不明	人				海岸	箇所	
	重傷	人				砂防設備	箇所	
	軽傷	人				地すべり	箇所	
	計	人				急傾斜地	箇所	
			道路			箇所		
			橋梁			箇所		
			小計		箇所			
②住家被害	全壊	棟			市町村工事	河川	箇所	
		世帯				道路	箇所	
		人				橋梁	箇所	
	半壊	棟				小計	箇所	
		世帯				港湾	箇所	
		人				漁港	箇所	
	一部破損	棟				下水道	箇所	
		世帯		公園		箇所		
		人		崖くずれ		箇所		
	床上浸水	棟		計	箇所			
		世帯		漁船	沈没流出	隻		
		人			破損	隻		
	棟		計		隻			
	床下浸水	棟		⑥水産被害	漁港施設	箇所		
		世帯			共同利用施設	箇所		
人			その他施設		箇所			
計	棟		漁具(網)		件			
	世帯		水産製品		件			
	人		その他		件			
③非住家被害	全壊	公共建物	棟	計				
		その他	棟					
	半壊	公共建物	棟	⑦林業被害	道有林	林地	箇所	
		その他	棟			治山施設	箇所	
	計	公共建物	棟			林地	箇所	
		その他	棟			林産物	箇所	
			その他			箇所		
			小計			箇所		
④農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha	一般民有林	林地	箇所	
			浸冠水	ha		治山施設	箇所	
		畑	流出・埋没等	ha		林地	箇所	
			浸冠水	ha		林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他		箇所		
		畑	ha	小計		箇所		
	農業用施設	箇所		計		箇所		
	共同利用施設	箇所						
	営農施設	箇所						
	畜産被害	箇所						
その他	箇所							
計								

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)		
⑧衛生被害	水道		箇所		⑪社会教育施設被害			箇所			
	病院	公立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所				
		個人	箇所			法人	箇所				
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計		箇所			
	火葬場		箇所		⑬その他	鉄道不通			箇所		
	計		箇所			鉄道施設			箇所		
				被害船舶			隻				
				空港			箇所				
				水道			戸	—			
				電話			回線	—			
				電気			戸	—			
				ガス			戸	—			
				ブロック塀等			箇所				
				都市施設			箇所				
				計				—			
⑨商工被害	商業		件		被害総額						
	工業		件								
	その他		件								
	計		件								
⑩公立文教施設施設	小学校		箇所		火災発生				建物	件	
	中学校		箇所		危険物				件		
	高校		箇所		その他				件		
	その他文教施設		箇所		消防団員出動延人数				人		
	計		箇所								
公共施設被害市町村数			団体								
罹災世帯数			世帯								
罹災災者数			人								
消防職員出動延人数			人								
災害対策本部の設置状況	道 (振興局)										
	市町村名		名称			設置日時		廃止日時			
災害救助法適用市町村名											
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報ごつき取り扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか											

○ 別記第 10 号様式 災害情報速報

災 害 情 報 速 報 (第 号)

京 極 町

報告日時 月 日 時現在

気象状況			降雨量	総雨量		mm
	河川名	地区名	概要 (水位等)			
主要河川状況						
道路橋梁状況	路線名等	地区名	概要 (不通箇所等)			
浸水状況	地区名	概要	地区名	概要		
避難状況	区分	地区名	避難場所	避難人員	時間	
	避難指示					
	避難勧告					
	自主避難 (避難準備情報)					

○ 別記第 11 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）

別表 第 1 号様式

従 事 第 号	公 用 令 書				
	住 所 氏 名				
	災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり			従事 協力	を命ずる。
	年 月 日				
	処分権者	印			
従事すべき業務					
従事すべき場所					
従事すべき期間					
出頭すべき日時					
出頭すべき場所					
備 考					

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第 2 号様式

保 管 第 号	公 用 令 書			
	住 所 氏 名			
	災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
	年 月 日			
	処分権者	印		
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第3号様式

<p>管 理 第 号</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold; margin: 10px 0;">公 用 令 書</p> <p style="margin: 10px 0;">住所 氏名</p> <p style="margin: 10px 0;">災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり 管理 収用 を使用する。</p> <p style="margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">処分権者 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名 称</th> <th style="width: 12.5%;">数 量</th> <th style="width: 12.5%;">所 在 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">範 囲</th> <th style="width: 12.5%;">期 間</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 月 日</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第4号様式

<p>変 更 第 号</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold; margin: 10px 0;">公 用 変 更 令 書</p> <p style="margin: 10px 0;">住所 氏名</p> <p style="margin: 10px 0;">災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第号）にかか る処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。</p> <p style="margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">処分権者 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">変更した処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 60px;"> </td> </tr> </table>	変更した処分の内容	
変更した処分の内容		

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書	
	住所 氏名	
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。		
年 月 日		
	処分権者	印

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票	
所 属 職 名 氏 名	年 月 日生	
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。		
平成 年 月 日交付		
	京 極 町 長	印
	交 付 責 任 者	印

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

○ 別記第 12 号様式 避難者世帯名簿

避 難 者 世 帯 名 簿

[避難所名

]

No. _____

現 住 所				被 災 場 所			
世帯主氏名				親族その他への連絡先 (氏・住所・電話番号)			
電 話 番 号							
入 所 世 帯 の 状 況	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	続 柄	性 別	職 業 (勤務先)	入 所 日 時	退 所 日 時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
備 考 欄							

注 1 一世帯ごとに記入すること。

注 2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。

注 3 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。

注 4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。

- (1) 世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等
- (2) 退所する場合、その移動先が現住所以外の場合は、その移動先の住所・氏名・電話番号
- (3) その他特記事項

○ 別記第 13 号様式 避難所収容台帳

(避難所：)

管理者 認 印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計 (日間)						

- 注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

○ 別記第 14 号様式 避難所設置及び収容状況

(京極町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関		実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から	月 日まで				
計		既存建物						
		野外仮設						

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区別に合計しておくこと。

○ 別記第 15 号様式 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

京 極 町

品 目		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 別記第 16 号様式 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

京 極 町

年月日	救出 人員	救出用機械器具							実支出額	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 名	金 額	修繕 月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	
計										

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 注 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
- 注 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 注 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 17 号様式 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

京 極 町

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借 上 等		金 額	修		繕			燃料費	実支出額	備考
			使用車両			故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏 名						
					円					円	円		
計													

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 注 2 町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 注 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 注 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 注 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
- 注 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 18 号様式 炊き出し給与状況

炊 き 出 し 給 与 状 況

京 極 町

炊き出し場所の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。
 注2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 19 号様式 飲料水の供給簿

飲 料 水 の 供 給 簿

京 極 町

供 月 給 日	対 象 人 員	給水用機械器具								実支出額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃料費			
			数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費		修繕の 概 要		
	人			円		円		円	円		
計											

注 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第 20 号様式 世帯構成員別被害状況

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

平成 年 月 日 時現在

京 極 町

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
	全 壊 (焼)												
流 失													
半 壊 (焼)													
床上 (下) 浸水													

○ 別記第 21 号様式 物資購入 (配分) 計画表

物 資 購 入 (配 分) 計 画 表

平成 年 月 日 時現在

京 極 町

世帯 品 目	単 価	人世帯				人世帯				人世帯				計				備 考
		円				円				円								
		数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	
計																		

- 注) 1. 本表は、全壊 (焼)、流出世帯分と半壊 (焼)、床上 (下) 浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 別記第 22 号様式 物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

平成 年 月 日 時現在

京 極 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

Ⓜ

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別記第 23 号様式 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 3 半壊(焼)	2 流失 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なつた世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住所 _____

世帯主 氏名 _____ 印

連絡先 (避難所・電話番号等) _____

給付 (貸与) 年月日	品 名	数 量	備 考

○ 別記第 24 号様式 救護班活動状況

○ 別記第 24 号様式 救護班活動状況

救護班活動状況

救護班

班長：医師 氏名 印

月	日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
			人		人	円	
計							

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○ 別記第 25 号様式 医療実施状況

○ 別記第 25 号様式 医療実施状況

病院診療所医療実施状況

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬 入院	診療報酬 通院	点数	金額	備考
				入院	通院					
						点	点	点	円	
計	機関									

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

京 極 町

○ 別記第 26 号様式 助産台帳

○ 別記第 26 号様式 助産台帳

病院診療所医療実施状況

京 極 町

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～	円	
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		

○ 別記第 27 号様式 学用品の給与状況

学用品の給与状況
京 極 町

学 校 名	学 年	児童生徒氏名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品 目							実 支 出 額	備 考	
					教 科		書	そ の 他		学 用 品	内 訳			
					国 語	鉛 筆		ノ ー ト						
				月 日										
計													円	
小学校													円	
中学校													円	

学用品を上記のとおり給与しました。

年 月 日

給与責任者（学校長）
氏 名

印

- 注 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
- 注 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。
- 注 3 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

○ 別記第 28 号様式 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

京 極 町

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面 積	敷地 区分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実支出額	備 考
	人								円	
世 帯										

- 注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 注 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 注 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 注 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 注 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 注 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
- 注 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 30 号様式 死体の搜索状況記録簿

死 体 の 搜 索 状 況 記 録 簿

京 極 町

年 月 日	搜 索 員 人	搜 索 用 機 械 器 具							実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃 料 費		
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費			
	人			円		円		円	円	

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 注 2 搜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
- 注 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 注 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 32 号様式 埋葬台帳

○ 別記第 32 号様式 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

京 極 町

死亡年月日	死亡者		埋葬氏名	埋葬を行つた者(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	葬		費		備考
	氏名	年齢				骨	箱	計		
				円	円		円	円		
計		人								

- 注 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 33 号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

京 極 町

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額 円	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

注 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

注 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 34 号様式 賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別													
住 所	氏 名	日 額	月 分					基本賃金		割増賃金		給与額	
			日	日	日	日	日	日数	金 額	時間	金 額		
計	人	円											

注 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

注 2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

○ 別記第 35 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関								
		担 当 者 職 氏 名								
		連 絡 先		TEL			FAX			
災害の状況・派遣理由	覚 知		年 月 時 分							
	災害発生日時		年 月 時 分							
	災害発生場所									
	災 害 名									
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況									
派 遣 を 必 要 と する 区 域					希望する 活動内容					
気 象 の 状 況										
離 着 陸 場 場 況 の 状 況	離着陸場名									
	特記事項		(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況 (障害物等) ほか)							
必 要 と する 資 機 材				現 地 で の 資 機 材 確 保 状 況						
				特 記 事 項						
傷 病 者 の 搬 送 先					救急自動車等の手配状況					
他 機 関 の 応 援 状 況	他に応援要請している機関名									
	現場付近で活動中の航空機の状況									
現 地 最 高 指 揮 者		(機関名) (職・氏名)								
無 線 連 絡 方 法					(周波数)		H z			
そ の 他 参 考 と なる 事 項										
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考	

○ 別記第 36 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 年 号 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部長 様

京極町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭 乗 者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

○ 別記第 37 号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年	月	日	時	分
1 要請市町村名	京極町	電話	FAX		
担当者	課名	職名	氏名		
2 依頼病院名	電話				
所在地					
担当者（医師名）	医師		氏名		
3 受入れ医療機関名					
所在地					
電話	FAX				
受入れ医療機関の了承 有 ・ 無					
4 ふりがな 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女
	体 重	kg		職業	
ふりがな 住 所					
ふりがな 病 名	現状				
5 付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院 ・ 受入医療機関）					
氏 名	医師		年齢	歳	体重 kg
	看護師				
	付添人	続柄			
6 運航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴（規格 ×、重量 g）②保育器（規格 ^H × ^W × ^L 、重量 g）					
③酸素吸入器（規格 ×、重量 g）					
④その他（名称、規格 ×、重量 g）					
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格					
①依頼病院		kg	kg	kg	
②受入れ医療機関		kg	kg	kg	
現地離着陸場					メモ

○ 別記第 38 号様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について

年 月 日
第 号

北 海 道 知 事 様

京 極 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由

- 2 派遣を必要とする期間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容

- 4 派遣部隊が展開できる場所

- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

○ 別記第 39 号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

年 第 号
月 月 日

北 海 道 知 事 様

京 極 町 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分